

日本アイ・ビー・エムグループ社員の皆様へ

日本アイ・ビー・エムグループ 傷害保険制度のご案内

(団体総合生活保険)

傷害補償・医療補償・介護補償

36% 割引適用

団体割引20%
 損害率による割引20%



2020年7月1日より 個人賠償責任保険の補償範囲拡大!

1. 他人から預かった物も補償されます。
 2. 財物損壊を伴わない電車等の運行不能も補償されます。
例) 誤って線路に立ち入り電車等を止めた場合の振替輸送費用等
- 詳細はP34をご確認ください。

所得補償は2019年を持ちまして販売停止となりました。ご不明点等ございましたら下記取扱代理店までご連絡ください。

ご契約内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

ご契約をそのまま更新される方はお手続き不要です。

現在ご加入の方につきましては、表紙の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

*その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店株式会社アイラスまでご連絡ください。

なお、医療補償・介護補償につきましては、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。また、傷害補償につきましても保険金請求状況等によっては、更新のお引受けをお断りすることがありますので予めご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

保険商品にご加入・更新いただく前に保険商品の内容を再度ご確認ください。加入依頼書等に記載いただいた事項につきましては、重要事項説明書の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。該当項目について記入漏れ・記入誤りがある場合は、加入依頼書等の追記・訂正をお願いいたします。また、更新いただく場合は、現在のご加入内容もあわせてご確認ください。現在のご加入内容に誤りがありましたら、取扱代理店(株)アイラスまでお問い合わせください。

この保険は日本アイ・ビー・エム株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本アイ・ビー・エム株式会社が有します。この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社及び引受割合等については、取扱代理店にご確認ください。なお、医療補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受となります。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険の改定のご案内」とおりとなります。なお、誠に申し訳ございませんが、所得補償・受託品賠償責任は販売中止となりました。現在ご加入の場合には、満期日(令和2年7月1日午後4時)以降に発生した事故は補償されませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

取扱代理店	株式会社アイラス 担当者:内海／荒巻 ボイスネット:1385-9825／9826 ☎0120-067-110
引受幹事 保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 担当課:化学産業営業部 営業第二室 担当者:金子 tel:03-3285-0216

保険期間

2020年7月1日午後4時～2021年7月1日午後4時まで

※中途加入の場合には午前0時から補償を開始いたします。

保険料払込方法

社員の皆様 : 2020年9月給与より天引開始 ※給与天引による月払のみとなります。

退職者の皆様: 2020年9月28日(月)口座振替予定 ※口座振替による一時払のみとなります。

募集期間

2020年4月15日(水)～2020年5月15日(金)まで

※上記、募集期間を過ぎた場合でも、中途加入を随時受け付けております。

加入依頼書送付先

株式会社アイラス HZD-Y73-D……内海／荒巻

各種お問い合わせにつきましては、裏表紙記載の取扱代理店担当者までご連絡ください。

団体割引等の適用により 割安な保険料で大きな安心!



日本アイ・ビー・エムグループの
皆様にぴったりの補償を
お届けします!

日本アイ・ビー・エムグループ団体傷害保険

基本補償

1	ケガの補償	天災特約 P.03 地震、噴火またはこれらによる 津波によって生じたケガも補償いたします。	本人タイプ P.04 本人・配偶者タイプ P.04 家族タイプ P.04
2	病気・医療の補償	医療補償 P.05	
3	介護の補償	介護補償 P.07	

オプション

その他日常生活の補償 P.09			
オプション1 個人賠償責任	オプション2 携行品損害	オプション3 救済者費用等	オプション4 借家人賠償責任
⚠ 日常生活のそれぞれの補償(オプション)への新規ご加入には、おからだの補償(基本補償：傷害補償、医療補償、介護補償)のいずれかへのご加入が必要です(単独でのご加入は出来ませんのでご注意ください。)。			

例えば、こんな組み合わせで…

①月払の場合

Aさん(30歳・女性)

マンション住まい、旅行好き



普通傷害・天災補償あり(本人タイプ)	P10	1,680円
個人賠償責任	K0	+100円
携行品	M1	+70円
救済者費用	H1	+10円

合計 月々1,860円

Bさん(42歳・男性/36歳・女性夫婦)

子供2人の4人家族



普通傷害・天災補償あり(家族タイプ)	F20	5,460円
個人賠償責任	K0	+100円
医療	T2	+760円
介護(親年齢:65歳、69歳)	K100	+430円

合計 月々7,860円

②一時払の場合

Cさん(50歳男性/48歳女性夫婦)



普通傷害・天災補償あり(夫婦タイプ)	W10	26,200円
個人賠償責任	K0	+1,130円
医療	T1	+7,910円
介護	K100	+520円

合計 一時払42,300円

傷害補償

2019年度よりすべてのタイプに「天災補償」が追加されました！

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガをされた場合にも備えられます。

昨年度発生した一連の自然災害を通じて、改めて私たちの仕事の使命、存在意義を強く認識しました。そこで本団体傷害保険におきまして、「お客様の“いざ”というときにお役に立ちたい」という強い目的意識のもと、全ての傷害補償タイプに「天災危険担保」特約を付帯いたしました。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

天災危険補償特約つきプランとは

ケガの基本プランに天災危険補償特約がセットされたプランとなります。

ケガの基本プラン

日本国内外を問わず「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。



さらに・・・

天災危険補償特約つきプラン

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても補償します。



- * 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- 保険料は被保険者(保険の対象となる方)の職種級別によって異なります。P4記載の保険料は、職種級別A(事務職・営業職・技術者等)の方を対象としたものです。職種級別Bの方は、この団体傷害保険ではお引受けできませんのでご了承ください。(職種級別の詳細は後記P11をご覧ください。)
- 加入依頼書の被保険者欄に記載された方が被保険者本人となります。(なお、加入者本人を補償の対象としたい方は、被保険者欄にも必ずご記入ください。)
- P4記載の保険料は、被保険者(ご本人)数が1,000人～4,999人である場合の保険料です。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲	加入者本人 (被保険者本人)	配偶者	ご本人または配偶者の 同居のご親族(*1)	ご本人または配偶者の 別居の未婚(*2)のお子様
本人・配偶者タイプ	○	○	×	×
家族タイプ	○	○	○	○

*1:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*2:これまでに婚姻歴が無いことをいいます。

*保険の対象となる方の続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※「配偶者」の【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】は、下記をご参照ください。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

*配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

保険金額・保険料表〔天災あり〕

【保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:20%】※損害率による割引は、天災危険特約の保険料には適用されません。

被保険者本人として加入できる方の範囲(本人タイプ)

日本アイ・ビー・エムグループの社員本人および配偶者・お子様のみご加入できます。それ以外の方は同居・別居問わず加入できません

現 役		本人タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	P05	P10	P20	P30
		月額保険料	840円	1,680円	3,060円	4,430円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

退職者本人(注)および配偶者・お子様のみご加入できます
それ以外の方は同居・別居問わず加入できません

退職者		本人タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	P05	P10	P20	P30
		一時払保険料	9,190円	18,370円	33,360円	48,340円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

被保険者本人として加入できる方の範囲(本人・配偶者タイプ)

日本アイ・ビー・エムグループの社員本人および配偶者のみ被保険者本人として加入いただけます。

現 役		本人・配偶者タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	W05	W10	W20	W30
		月額保険料	1,190円	2,390円	4,310円	6,180円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配 偶 者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円

退職者本人(注)および配偶者のみ被保険者本人としてご加入いただけます。

退職者		本人・配偶者タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	W05	W10	W20	W30
		一時払保険料	13,120円	26,200円	46,960円	67,490円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配 偶 者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円

被保険者本人として加入できる方の範囲(家族タイプ)

日本アイ・ビー・エムグループの社員本人および配偶者のみ被保険者本人として加入いただけます。

現 役		家族タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	F05	F10	F20	F30
		月額保険料	1,770円	3,540円	5,460円	8,430円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配 偶 者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円
	そ の 他 の 家 族	死亡・後遺障害	250万円	500万円	500万円	1,000万円
		入院保険金日額*	500円	1,000円	1,000円	1,500円
		通院保険金日額	250円	500円	500円	1,000円

退職者		家族タイプ	天災危険補償タイプ			
		加入タイプ	F05	F10	F20	F30
		一時払保険料	19,400円	38,750円	59,510円	92,020円
保 険 金 額	本 人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配 偶 者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円
	そ の 他 の 家 族	死亡・後遺障害	250万円	500万円	500万円	1,000万円
		入院保険金日額*	500円	1,000円	1,000円	1,500円
		通院保険金日額	250円	500円	500円	1,000円

(注)IBMグループ定年(扱)・退職者・一般退職者(退職時30歳以上)

医療補償

団体割引20%×損害率による割引20%
医療補償 **36%** 割引

傷害・疾病で入院された場合、手術をされた場合、放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いするプランです。

※放射線治療については血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日間に1回の支払いを限度とします。

(1回の入院*1について180日が保険金お支払いの限度となります。)

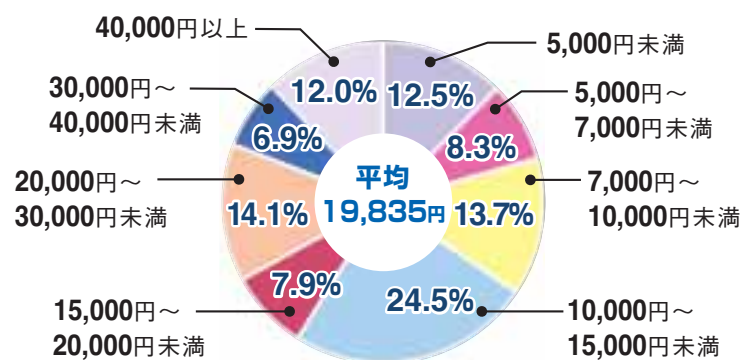
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。



入院費って
いくらぐらい
かかるの？

もしもの
病気のリスクに備えて
「医療補償」が
あると安心です。

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



※集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担を支払った人[高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む)]

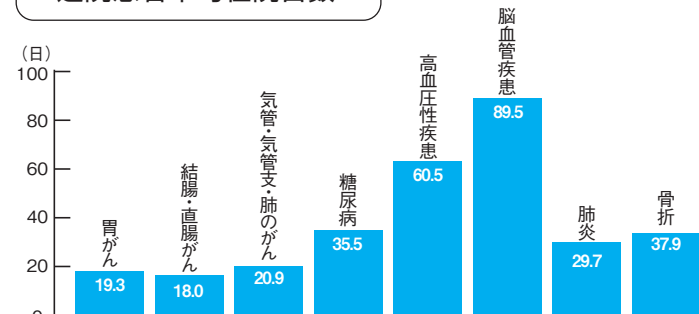
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費等を含む。

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】厚生労働省「平成26年度 患者調査」

だから

入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

保険金額・保険料表

現役社員向け

●被保険者本人として加入できる方の範囲

社員本人および配偶者のみご加入できます
それ以外の方は同居・別居問わず加入できません

【保険期間:1年間、免責日数:0日、団体割引:20%、損害率による割引:20%】
※加入口数は1口のみです。

加入タイプ			T1	T2
保険金額	疾病・傷害入院保険金日額		3,000円	5,000円
	疾病・傷害手術保険金額	重大手術 *2	12万円	20万円
	疾病・傷害手術保険金額 (重大手術以外)	入院中	3万円	5万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		3万円	5万円
月額保険料	20歳～24歳		350円	580円
	25歳～29歳		370円	610円
	30歳～34歳		380円	640円
	35歳～39歳		410円	680円
	40歳～44歳		450円	760円
	45歳～49歳		570円	960円
	50歳～54歳		720円	1,210円
	55歳～59歳		980円	1,640円
	60歳～64歳		1,380円	2,310円
	65歳～69歳		1,860円	3,110円
70歳		2,530円	4,220円	

退職者向け

●被保険者本人として加入できる方の範囲

退職者本人(注)および配偶者のみご加入できます
それ以外の方は同居・別居問わず加入できません

【保険期間:1年間、免責日数:0日、団体割引:20%、損害率による割引:20%】
※加入口数は1口のみです。

加入タイプ			T1	T2
保険金額	疾病・傷害入院保険金日額		3,000円	5,000円
	疾病・傷害手術保険金額	重大手術 *2	12万円	20万円
	疾病・傷害手術保険金額 (重大手術以外)	入院中	3万円	5万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		3万円	5万円
一時払保険料	30歳～34歳		4,160円	6,950円
	35歳～39歳		4,440円	7,410円
	40歳～44歳		4,950円	8,260円
	45歳～49歳		6,280円	10,470円
	50歳～54歳		7,910円	13,190円
	55歳～59歳		10,700円	17,850円
	60歳～64歳		15,120円	25,210円
	65歳～69歳		20,340円	33,910円
	70歳		27,620円	46,040円

(注)IBMグループ定年(扱)・退職者・一般退職者(退職時30歳以上)

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

●傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記、「補償の概要等」をご覧ください。

※1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

①入院を開始してから退院するまでの継続した入院②退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

●日本IBMグループの規模メリットにより割安です。(団体割引20%)

●上記の保険料は被保険者(保険の対象となる方)数が1,000名以上の金額です。

●医師による診査は不要です。健康状態告知書への回答にてご加入いただけます。(ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。)

●2020年7月1日時点の年齢が満20歳～70歳までの方が新規にご加入いただけます。なお、更新は満70歳以下までのお引き受けとなります。

※この保険では、新規ご加入時に既に被っているケガや病気については保険金をお支払いできません。(ただし、初年度ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

※この保険のご加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)は、日本IBMグループの役員・従業員ご本人、およびその配偶者に限ります。

※「配偶者」の【『保険の対象となる方(被保険者)について』における用語の解説】は、P3をご参照ください。

※加入依頼書の被保険者欄に記載された方が被保険者本人となります。

介護補償

団体割引20%×損害率による割引20%
介護補償 **36%** 割引

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合
または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態
が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



公的介護保険は
あるけれど・・・?

もしもの
介護に備えて
「介護補償」があると
安心です。

介護にかかるお金は・・・?

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

一時費用*1の合計:
平均約**70万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や
車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入など
で初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む



要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安 (自費で購入等した場合)

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド 2018年8月改訂版」

車いす

- 自走式 …… 4～15万円
- 電動式 …… 30～50万円

階段昇降機

- いす式直線階段用
……………50万円～
※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 15～50万円
※機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用など
……………1万円～
※サイズ・素材により金額は異なる
(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式………… 1～4万円
- シャワー式 …… 10～25万円

移動用リフト

- 据置式……………20～50万円
- レール走行式 ……50万円～
※工事費別途



だから

介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

保険金額・保険料表

現役社員向け

●被保険者本人として加入できる方の範囲

- ①日本IBMグループの役員・従業員
- ②上記①のご家族
(a)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
(b)上記①と同居されている親族の方

ただし、被保険者本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)が
満5歳以上満84歳以下とします。

※「配偶者」の【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の
解説】は、P3をご参照ください。

【保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:20%】

補償の型		独自基準追加型(要介護2)	
タイプ名		K100タイプ	K200タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円
月額保険料	5～9歳	10円	10円
	10～14歳	10円	10円
	15～19歳	10円	10円
	20～24歳	10円	10円
	25～29歳	10円	10円
	30～34歳	10円	10円
	35～39歳	10円	10円
	40～44歳	10円	20円
	45～49歳	20円	50円
	50～54歳	50円	100円
	55～59歳	100円	200円
	60～64歳	200円	410円
一時払保険料	65～69歳	430円	850円
	70～74歳	890円	1,790円
	75～79歳	1,960円	3,910円
	80～84歳	4,500円	9,010円

退職者向け

●被保険者本人として加入できる方の範囲

- ①日本IBMグループの退職者
- ②上記①のご家族
(a)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
(b)上記①と同居されている親族の方

ただし、被保険者本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)が
満5歳以上満84歳以下とします。

※「配偶者」の【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の
解説】は、P3をご参照ください。

【保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:20%】

補償の型		独自基準追加型(要介護2)	
タイプ名		K100タイプ	K200タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円
月額保険料	5～9歳	10円	10円
	10～14歳	10円	10円
	15～19歳	10円	10円
	20～24歳	10円	20円
	25～29歳	20円	30円
	30～34歳	30円	70円
	35～39歳	60円	130円
	40～44歳	130円	250円
	45～49歳	260円	510円
	50～54歳	520円	1,040円
	55～59歳	1,070円	2,140円
	60～64歳	2,230円	4,460円
一時払保険料	65～69歳	4,660円	9,320円
	70～74歳	9,750円	19,490円
	75～79歳	21,340円	42,670円
	80～84歳	49,140円	98,280円

(注)IBMグループ定年(扱)・退職者・一般退職者(退職時30歳以上)

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(2020年7月1日時点の年齢をいいます)によって異なります。

「公的介護保険連動型」と「独自基準追加型」の違いについて

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上～64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上～64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は、給付の対象外!

【「独自基準追加型」とは】

「公的介護保険連動型」の補償に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、上記のような公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

※公的介護保険制度の詳細については、後記「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

その他日常生活の補償

団体割引20%×損害率による割引20%
その他
日常生活の補償 **36%** 割引

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご確認ください。

日常生活の補償 日常生活の様々なシーンで起こりうる危険や心配事も、これで安心！

〈個人賠償責任〉

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*¹を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えば…
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



オプション 1

〈携行品損害〉

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

(免責金額(自己負担額):5,000円)

※自転車、ゴルフカート・サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。



オプション 2

〈救援者費用等〉

日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。

(免責金額(自己負担額):なし)



オプション 3

〈借家人賠償責任〉

日本国内で、借用戶室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても貸主との契約に基づいて借用戶室を自己の費用で修理した場合にも保険金をお支払いします。(免責金額(自己負担額):なし)

※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



オプション 4



日常生活のそれぞれの補償(オプション)への新規ご加入には、おからだの補償(基本補償:傷害補償、医療補償、介護補償)のいずれかへのご加入が必要です(単独でのご加入は出来ませんのでご注意ください)。

保険金額・保険料表

現役社員の方は月払・退職者は一時払となります。

加入限度口数	タイプコード K0		個人賠償責任 被保険者(保険の対象となる方)の範囲			
	1口のみ		被保険者本人	ご本人の配偶者	ご本人または配偶者の同居のご親族(*1)	ご本人または配偶者の別居の未婚(*2)のお子様
保険金額	国内:1億円、国外:1億円					
月払保険料	現役社員	100円	○	○	○	○
一時払保険料	退職者	1,130円	○	○	○	○

加入限度口数	タイプコード M1	タイプコード M2	タイプコード M3	携行品損害 被保険者(保険の対象となる方)の範囲			
	1口のみ			被保険者本人	ご本人の配偶者	ご本人または配偶者の同居のご親族(*1)	ご本人または配偶者の別居の未婚(*2)のお子様
保険金額	10万円	20万円	30万円				
月払保険料	現役社員 70円	現役社員 110円	現役社員 170円	○	○	○	○
一時払保険料	退職者 770円	退職者 1,180円	退職者 1,830円	○	○	○	○

加入限度口数	タイプコード H1		救援者費用等 被保険者(保険の対象となる方)の範囲			
	1口のみ		被保険者本人	ご本人の配偶者	ご本人または配偶者の同居のご親族(*1)	ご本人または配偶者の別居の未婚(*2)のお子様
保険金額	300万円					
月払保険料	現役社員	10円	○	×	×	×
一時払保険料	退職者	120円	○	×	×	×

加入限度口数	タイプコード R1		借家人賠償責任 被保険者(保険の対象となる方)の範囲			
	1口のみ		被保険者本人	ご本人の配偶者	ご本人または配偶者の同居のご親族(*1)	ご本人または配偶者の別居の未婚(*2)のお子様
保険金額	1,000万円					
月払保険料	現役社員	180円	○	×	×	×
一時払保険料	退職者	1,950円	○	×	×	×

*1:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。) *2:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※加入依頼書の被保険者欄に記載された方が被保険者本人となります。

※「配偶者」の【「保険の対象となる方(被保険者)」について】における用語の解説】は、P3をご参照ください。

被保険者ご本人の方全員の職種級別を必ずご確認ください

傷害(ケガ)を被った際に保険金をお支払いする保険商品のうち、傷害補償には被保険者の方(保険の対象となる方)のご職業による区分(職種級別区分)があります。職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いを正しく行うために、極めて重要な項目ですので、下記「確認方法」に基づき、各被保険者の職種級別区分を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

確認方法

更新加入依頼書に印字された職種級別(A)が実態と合っていますか。*

合っている

印字されたタイプで更新される場合は、更新加入依頼書のご提出は不要です。

合っていない

(株)アイラスまでお問い合わせください。

*「職種級別」にご注意ください!

従事されている職務により「職種級別」が異なります。ご自身の職種級別を下表にてご確認ください。お申込ください。

職種級別Aの職務

下記「職種級別B」以外の職務

職種級別Bの職務

*職種級別Bの方は、この団体傷害保険ではお引受けできませんのでご了承ください。

該当する職種	主な例	*詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
建設作業	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業	
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者(上乗手を含む) ●自動車を用いて配達作業に従事する運転者	ただし、下記は除きます。 ・事務従事者、販売従事者であって訪問先などへの移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転に従事する者 ・二輪自動車(オートバイ)の運転者
農林業作業	●農耕作業 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業 ●養畜作業	
漁業作業	●漁労作業 ●漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 ●潜水漁師 ●水産養殖作業	
採鉱・採石作業	●採掘作業 ●じゃり・砂・粘土採取作業 ●ダム・トンネル掘削作業	
木・竹・草・つる製品製造作業	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工	

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償、総合生活保険(GLTD)または総合生活保険(GLTD)に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*¹には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*¹ 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

* 団体総合生活保険の医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままだと記入ください。*

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

*一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*¹ ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。団体総合生活保険の介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*² 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA～Cのいずれかになります(総合生活保険(GLTD)で一括告知制度を採用している一部の契約(*))、団体総合生活保険のがん補償・介護補償については、AまたはCになります。)

A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)

C 今回はお引受けできません。(*詳細は告知書をご確認ください。)

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はどうなるの？



お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認ください。

1年前に…



告知内容を確認させていただきます。

告知いただく内容例*³は次のとおりです。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

*³ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

〈以下のケースもすべて告知が必要です。〉

●現在、医師に手術をすすめられている。

●過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

●過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。(団体総合生活保険のがん補償のみ)



ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償、総合生活保険(GLTD)または総合生活保険(GLTD)については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

*インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することに加えて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-07475-201801

<団体総合生活保険 補償の概要等>

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

傷害補償基本特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みまず。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	

賠償責任に関する補償

賠償責任に関する補償

個人賠償責任補償特約

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。		・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
*2 以下のものは受託品には含まれません。 ●自動車、原動機付自転車、自転車、船舶 ●サーフボード、ラジコン模型 ●携帯電話、ノート型パソコン ●コンタクトレンズ、眼鏡 ●手形その他の有価証券 ●クレジットカード、設計書、帳簿 ●動物や植物等の生物 ●乗車券、航空券、通貨 ●貴金属、宝石、美術品 ●データやプログラム等の無体物 ●1個または1組で100万円を超える物		等

賠償責任に関する補償	借家人賠償責任補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
		国内における借用戶室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戶室を修理した費用も補償します。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害*1 ・借用戶室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 ・借用戶室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 ・借用戶室を貸主に引き渡した後に発見された借用戶室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 等 *1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戶室を修理した費用については、補償の対象となります。

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 以下のものは補償の対象となりません。 ●自動車、原動機付自転車、自転車、船舶 ●サーフボード、ラジコン模型 ●携帯電話、ノート型パソコン ●コンタクトレンズ、眼鏡 ●手形その他の有価証券(小切手は含みません。) ●クレジットカード、設計書、帳簿 ●商品・製品や設備・什器(じゅうき) ●動物や植物等の生物 ●データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

医療補償

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合									
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等									
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 <table><tr><td>お支払額</td><td>①重大手術（詳細は欄外ご参照）</td><td>疾病入院保険金日額の40倍</td></tr><tr><td></td><td>②①以外の入院中の手術</td><td>疾病入院保険金日額の10倍</td></tr><tr><td></td><td>③①および②以外の手術</td><td>疾病入院保険金日額の5倍</td></tr></table> *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、拔牙等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	お支払額	①重大手術（詳細は欄外ご参照）	疾病入院保険金日額の40倍		②①以外の入院中の手術	疾病入院保険金日額の10倍		③①および②以外の手術	疾病入院保険金日額の5倍	
	お支払額	①重大手術（詳細は欄外ご参照）	疾病入院保険金日額の40倍									
	②①以外の入院中の手術	疾病入院保険金日額の10倍										
	③①および②以外の手術	疾病入院保険金日額の5倍										
放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。										

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	傷害入院保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	傷害手術保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[独自基準追加型(要介護2)]

介護補償基本特約 ＋ 公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約 ＋ 所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。		
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	
	入浴その他の複雑な動作等	次のア.またはイ.のいずれかに該当する状態 ア.車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ.介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	
	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア.からウ.のいずれにも該当する状態 ア.自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ.歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ.洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	
	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、（1）ボタンのかけはずし、（2）上衣の着脱、（3）ズボンまたはパンツ等の着脱、（4）靴下の着脱について、次のア.またはイ.のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、（1）から（21）までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 （1）ひどい物忘れがある。 （2）まわりのことに関心を示さないことがある。 （3）物を盗られた等と被害的になることがある。 （4）作話をし周囲に言いふらすことがある。 （5）実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 （6）泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 （7）夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 （8）暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 （9）口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 （10）周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 （11）介護者の助言や介護に抵抗することがある。 （12）目的もなく動き回ることがある。 （13）自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 （14）外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 （15）1人で外に出たがり目を離せないことがある。 （16）いろいろなものを集めたり、無断でもてくることがある。 （17）火の始末や火元の管理ができないことがある。 （18）物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 （19）排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 （20）食べられないものを口に入れることがある。 （21）周囲が迷惑している性的行動がある。 （22）自力で内服薬を服用できない。 （23）金銭の管理ができない。 （24）自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 （25）現在の季節を理解できない。 （26）今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。		
	介護補償保険金		

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方で本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

- | | | | |
|-----------------------|--------------|-------------|----------------------|
| ●個人賠償責任補償特約 | ●借家人賠償責任補償特約 | ●携行品特約 | ●住宅内生活用動産特約 |
| ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | | ●救援者費用等補償特約 | ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) |
| ●がん葬祭費用補償特約 | ●育英費用補償特約 | ●学業費用補償特約 | ●疾病による学業費用補償特約 |
| ●医療費用補償特約 | | | |

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません*2。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。

*2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

*4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約					
	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

〔所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)〕

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方で自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- ＊8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。
- a. 婚姻意思＊9を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- ＊9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊10から１年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊11。
- 責任開始日＊10から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
- ＊10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- ＊11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- ＊12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、１名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするをを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- ＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
- ＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- ＊1 解約日以降に請求することがあります。
- ＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

- ＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他で留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませ

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（www.sonpo.or.jp/）



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	33.00%	損害保険ジャパン株式会社	32.20%
三井住友海上火災保険株式会社	18.70%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9.50%
日新火災海上保険株式会社	6.60%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこから
でも「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
- ☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)

☐ 保険期間

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ☐ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ☐ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	○	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ ※1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○ ^{*1}	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。
^{*1} 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
- ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

Q&A よくあるご質問

傷 害 補 償

Q 通院保険金は通院した日数分が支払われますか？

A 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院日数（実日数）分をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日以内の90日分が限度となります）

Q 生命保険の保険金が支払われた場合も保険金は支払われますか？

A ケガの補償については生命保険・健康保険とは関係なく、保険金をお支払いします。

Q 入院保険金や通院保険金は何日目から支払われますか？

A 1日目からお支払いします。

Q 保険金の支払を受けた場合に、次年度の保険料に変更はありますか？

A 団体契約全体の被保険者数および一定の成績期間における団体契約全体の損害率に応じて割増引率を決定し、契約タイプ毎に保険料を算出いたしますので、個々の加入者単位で、保険金支払実績に応じて保険料が変動することはありません。ただし、保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

Q （個人）賠償責任補償について、もう少し分かりやすく教えてください。

A 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
（例）○自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
○買い物中、誤って商品を壊してしまった。
○レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
○他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

携 行 品 損 害

Q スマートフォンは対象になりますか？

A 電子通信機器（メールの送受信やインターネットの利用が可能なもの）については対象外となります。
（例）スマートフォン、iPad等は補償対象外となります。

Q 携行品損害補償について、もう少し分かりやすく教えてください。

A 自宅外で、ご自身の携行中の家財が偶発的な事故（落としたことによる破損・盗まれた等）によって被った損害を補償します。 国内・海外を問わず補償されます。なお、盗難（置き忘れまたは紛失後の盗難を除く）の場合は、警察への届け出が必要になります。
（例）○海外旅行中にビデオカメラが盗難にあった。
○プレー中にテニスラケットが折れてしまった。といった事故が補償の対象となります。

そ の 他 ・ 共 通

Q 保険金を請求する際に注意することはありますか？

A 以下の点に特にご注意ください。

- ①持病等（疾病）が原因で傷害が重大となった場合は、持病等（疾病）の影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。
（例）骨粗鬆症で骨が弱っていたお年寄りが、転んで骨折した。
→骨粗鬆症により傷害が重大となったことにより、保険金は削減されることもあります。
（入通院した全ての日数が、お支払いの対象とならない場合があります。）
- ②一般的な治療期間を大幅に超える入通院については、入通院された全ての期間がお支払いの対象となるわけではありません。

Q 今回の募集期間以外でも加入できますか？

A 中途加入できます。

Q 退職・休職の場合、契約の継続は出来ますか？

A 休職の場合：アイラスの担当者より別途ご案内いたします。
退職の場合：退職者の条件に該当される場合は、「日本IBMグループ退職者」様として同内容にて継続加入をすることが出来ます。
なお、保険料払込方法につきましては、退職月の翌月より口座振替となりますので「預金口座振替依頼書」のご提出を案内いたします。
（満期（2020年7月1日）までは「月払」、以降は「一時払」の口座振替となります。）

Q 年末調整の対象となりますか？

A ご契約者自身もしくはその配偶者その他の親族を保険金受取人とする所得補償保険契約または医療費用保険契約等に係る保険料が生命保険料控除（介護医療用）の対象となります。所得補償、医療補償・介護補償にご加入の方が対象となります。

Q 契約を解約した場合、保険料の支払いはどうなりますか？

A 保険始期から解約日までの月額保険料を領収致します。チェックオフが出来ない場合は別途集金させていただきます。
なお、解約返れい金はありません。

Q 家族構成が変更となった場合、何か手続きは必要ですか？

A 必要です。補償により被保険者の範囲が異なるため、家族形態が変更となった場合は代理店までご連絡ください。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。



[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

医療機関案内

予約制専門医相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

転院・患者移送手配*2

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

0120-708-110

受付時間*1:24時間365日

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

インターネット介護情報サービス

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

0120-428-834

受付時間:いずれも土日祝日、年末年始を除く

●電話介護相談 9:00～17:00

●各種サービス優待紹介 9:00～17:00

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

暮らしの情報提供

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

0120-285-110

受付時間:いずれも土日祝日、年末年始を除く

●法律相談 10:00～18:00

●社会保険に関する相談 10:00～18:00

●税務相談 14:00～16:00

●暮らしの情報提供 10:00～16:00

◆ご注意ください(各サービス共通)

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2019年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2019年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに販売・提供する補償・サービス

補 償	改 定 項 目	概 要
介護補償	「年金払介護補償特約」の販売開始	保険の対象となる方が、要介護状態（公的介護保険制度に基づく要介護3以上）となった場合に、その日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）*1にわたり、保険金をお支払いする「年金払介護補償特約」を新たに販売します。 ※これまでの「介護補償」は、一時金として保険金をお支払いしておりましたが、本特約の販売開始により、介護が長期化した場合に必要となる介護費用を準備することができます。 *1 保険の対象となる方が、要介護2以下に回復した場合や死亡した日以降は保険金をお支払いしません。
介護補償 年金払介護のみ	新サービス「認知症アシスト」の提供開始	認知症の方ご本人やご家族等の生活を支援する「認知症介護電話相談」、「検索支援サービス*1」、「『認知症の人と家族の会』の紹介」および「脳機能向上トレーニング」からなる「認知症アシスト」を新たに提供します。 *1 本サービスの中には、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限り利用可能なサービスがあります。
がん補償	「抗がん剤治療補償特約」の販売開始	抗がん剤治療を開始した場合に、抗がん剤治療を実施した各月に保険金をお支払いする「抗がん剤治療補償特約」を販売します。
	「がん患者申出療養特約」の販売開始	患者申出療養*1に該当する治療を受けた場合に、実額でその費用を補償する「がん患者申出療養特約」を販売します。 *1 困難な病気と闘う患者の思いに答え、身近な医療機関で迅速に先端の医療技術を受けられるよう、患者の申出を起点とする仕組みとして創設されたものです。
	「がん通院保険金の補償拡大特約」の販売開始	がん通院補償を、以下のとおり拡大する「がん通院保険金の補償拡大特約」を販売します。 ① 支払要件を「20日以上継続入院」から「1日以上（日帰り入院も含む）」とします。 ② 支払対象日数を「入院前60日、退院後180日」から「入院前60日、退院後365日」とします。 ③ 支払限度日数を「45日」から「425日」とします。 ④ 三大治療に該当する通院*1については、入院要件を撤廃し、支払限度日数を「無制限」とします。 *1 手術、放射線治療、抗がん剤治療のいずれかに該当する通院をいいます。

2 主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補 償	改 定 項 目	概 要
各補償共通	PTA団体契約における保険の対象となる方ご本人の範囲の拡大	保険の対象となる方ご本人は、「PTAの構成員およびその家族」に限られていましたが、PTAが組織された学校*1に在籍する幼児、児童、生徒または学生は、その保護者がPTAに所属していない場合でも、保険の対象となる方ご本人とすることができます。 なお、PTAに所属していない保護者は、引き続き保険の対象となる方となることはできません。 *1 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に基づく保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園をいいます。
	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
	介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
	「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらないことを明記します。
	サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

(2) 各補償固有の改定内容
○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						
①傷害補償	②こども傷害補償	③団体長期障害所得補償（GLTD）	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償	⑦賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償							改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
○	○	○				○	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
○							「交通乗用具」におけるストライダーおよびドローンの取扱いの明確化	ストライダー（ペダルなし二輪遊具）およびドローンは「交通乗用具」に含まないことを明記します。
○	○						「ギブス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギブス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列举方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。
	○						学資費用保険金の支払対象の拡大	「学業費用補償特約」における学資費用保険金のお支払対象となる費用に、学校から指示を受けて業者から購入した教材費等を追加します。 「疾病による学業費用補償特約」における疾病学資費用保険金のお支払対象となる費用においても、同様とします。
		○					「業種割増」の廃止	建設・運輸業等の一部の業種に適用している「業種割増」を廃止します。
			○	○			「乳房切除術」の定義の変更	「女性医療特約」および「がん女性特定手術特約」の手術保険金のお支払対象となる「乳房切除術」について、「皮膚を切開し、病変部を切除する手術」と定義を変更します。
				○			がん手術保険金の支払条件の見直し	がん手術保険金のお支払対象となる「悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の放射線照射」について、「50グレイ以上」の条件を廃止し、放射線量に関係なく保険金をお支払いします。
					○		口数募集の取扱いの開始	介護補償において、口数募集を可能とします。
					○		更新時加入可能年齢の改定	介護補償の更新契約に加入可能な年齢を、「満89歳以下」から「満84歳以下」に変更します。
							「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大	保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。 ① 以下の管理財物を損壊（(a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。）したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任 (a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品（日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含まません。）*1 (b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産 (c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ② 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合（電車等の財物損壊なし）に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任 ③ 別居の未婚の子等（保険の対象となる方）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任 *1 こども傷害補償と同時にご加入いただく場合は、従来どおり、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、ノート型パソコン、1個または1組で100万円を超える物等についても補償対象となります。
						○	「祝賀会費用」の定義の明確化	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払対象となることを明記します。

3 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきますので、ご了承の程、宜しく願い申し上げます。

補 償	改 定 項 目	概 要
賠償・財産・費用に関する補償	「受託品賠償責任補償特約」の販売中止	「個人賠償責任補償特約」の改定に伴い、「受託品賠償責任補償特約」の販売を中止します。 従来「受託品賠償責任補償特約」をセットしていたご契約については、「個人賠償責任補償特約」への切替え（移行）を行います。

このご案内は、2019年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。